

和泉市庁舎整備に関する

「住民投票」及び「市民説明会」を実施

和泉市では、老朽化し、耐震基準を満たしていない市役所庁舎の建て替えや耐震改修についてこれまで検討してきましたが、費用対効果等を考慮した結果、庁舎を建て替える方針としました。

また、庁舎を建て替えるにあたり、市内のどの位置に庁舎を建設すべきかを和泉市議会と議論してきましたが、このたび市民皆さんの意思を確認することを目的に、議員提案による「和泉市庁舎整備に関する住民投票条例案」が市議会で可決されました。

つきましては、庁舎の位置に関する住民投票、及びこれに関する市民説明会を次のとおり実施します。

(1) 庁舎整備に関する住民投票

投票日

平成 27 年 11 月 22 日 (日)
午前 7 時～午後 8 時 (大阪府知事選挙と同時実施)

期日前投票

期間：平成 27 年 11 月 6 日 (金)～21 日 (土) 午前 8 時 30 分～午後 8 時
場所：市役所 3 号館 1 階会議室・和泉シティプラザ地下 1 階会議室

住民投票の内容：庁舎の建設位置を選択（2者択一）

- ①現庁舎敷地（府中町二丁目 7 番 5 号）での建て替えに賛成
または
②和泉中央住宅展示場跡地（いぶき野三丁目 15 番）への新築移転に賛成

投票用紙の見本



(2) 住民投票に関する市民説明会（「市長とのタウンミーティング」）と同時開催

日 時	校 区	場 所
10月17日(土)	午後2時～3時30分	国府 コミュニティセンター1階
	午後4時30分～6時	和気 和気小学校体育館
	午後7時～8時30分	光明台北 光明台北小学校体育館
10月18日(日)	午後2時～3時30分	光明台南 光明台南小学校体育館
10月20日(火)	午後7時～8時30分	南横山 父鬼町内会館
10月21日(水)	午後7時～8時30分	横山 南部リージョンセンター2階
10月22日(木)	午後7時～8時30分	幸 幸団地集会所
	午後2時～3時30分	伯太 伯太会館
	午後4時30分～6時	池上 池上小学校地域安全センター
10月24日(土)	午後7時～8時30分	信太 北部リージョンセンター1階
	午後4時30分～6時	鶴山台南 鶴山台自治会館
	午後7時～8時30分	鶴山台北 鶴山台北老人集会所
10月25日(日)	午後4時30分～6時	鶴山台南 鶴山台自治会館
10月30日(金)	午後7時～8時30分	北池田 室堂町総合会館
10月31日(土)	午前10時30分～正午	いぶき野 和泉シティプラザ地下1階多目的室
	午後2時～3時30分	緑ヶ丘 いずみ緑ヶ丘自治会館
	午後4時30分～6時	黒鳥 黒鳥町会館
	午後7時～8時30分	青葉はつが野 あおば会館
11月1日(日)	午後2時～3時30分	南松尾 久井町会館
	午後4時30分～6時	北松尾 和泉グリーンポリス多目的自治会館
	午後7時～8時30分	南池田 生涯学習サポート館2階
11月3日(火・祝)	午後7時～8時30分	芦部 消防本部

広報いずみ 10月号に掲載の「市長とのタウンミーティング」日程が一部変更になっています。

(3) これまでの経過

市庁舎整備の必要性

現庁舎は、昭和33年の建設以来増築を重ね、その大半が建築後40年以上を経過して老朽化が進むとともに、必要な耐震基準を満たしていないことから、来庁者や職員の安全確保と防災拠点施設としての機能を維持するため、早期の耐震性能の確保が必要となっています。

これまでの検討状況

市では、平成24年11月以降6回にわたり市議会の庁舎整備特別委員会で、庁舎整備手法として「建て替え」と「耐震改修」のどちらがよいか、費用対効果やメリット・デメリットなどの比較検討を行ってきました。

検討の結果、耐震改修を行っても建物の耐用年数が残りわずかであり、近い将来必ず建て替えなければならないため、長期的な市の財政負担を考慮し、「建て替え」を市の方針としました。

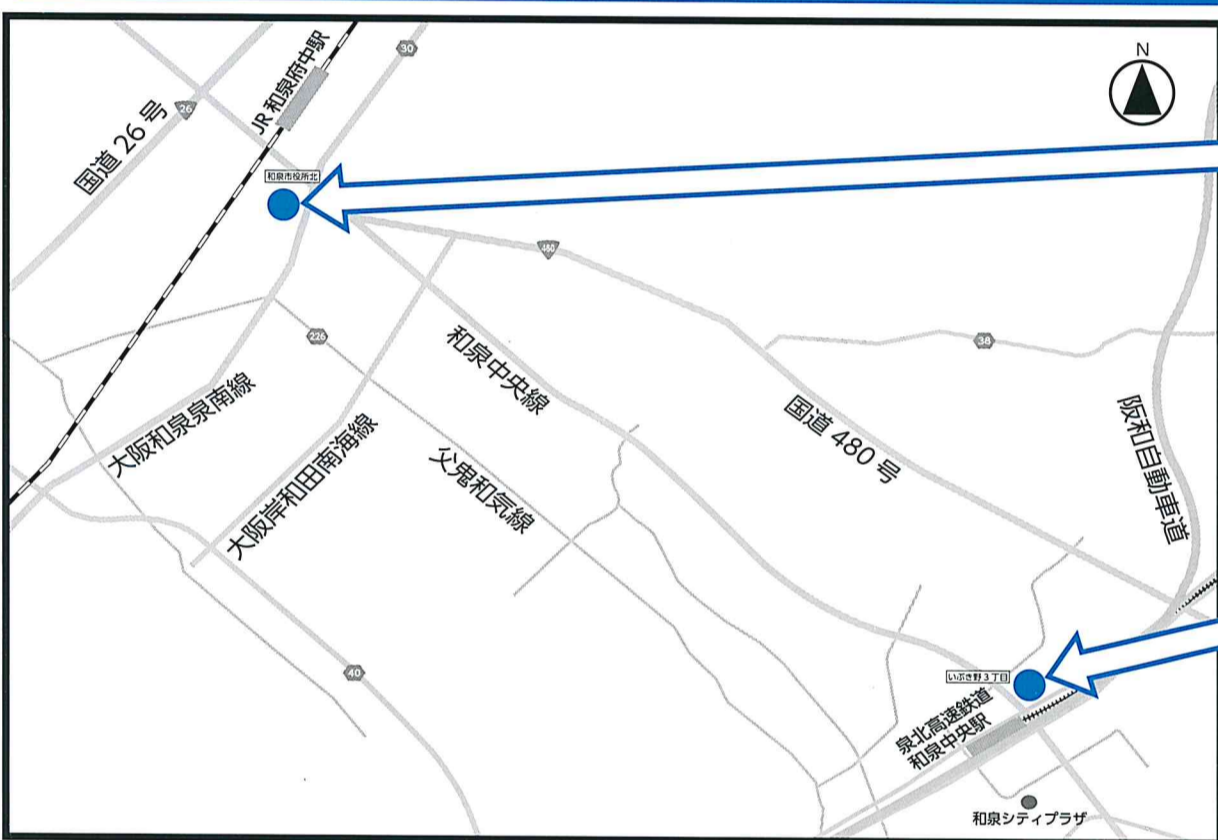
また、庁舎の建設場所については、市の考えとして「現庁舎敷地」を基本としつつも、「現庁舎敷地」以外における庁舎建設の可能性についても検討を行ってきましたが、平成27年6月開催の第5回特別委員会で「現庁舎敷地」と「和泉中央住宅展示場跡地」の2か所を候補地としました。

その後、9月17日に開催された第6回特別委員会で、総合的な判断の結果、庁舎の建設場所については「現庁舎敷地」とするという市の考えを示しましたが、多数の委員から「和泉中央住宅展示場跡地」が望ましいという意見が出されました。

住民投票実施の経緯

このような状況のなかで、平成27年和泉市議会第3回定例会において「庁舎の位置」について市民皆さんの意思を確認することを目的に、議員提案による「和泉市庁舎整備に関する住民投票条例案」が上程され、賛成多数で可決されました。この条例に基づき、このたび住民投票を実施するものです。

(4) 庁舎の建設位置



① 現庁舎敷地

- 住所：和泉市府中町二丁目7番5号
- 計画の概要
旧庁舎を撤去した後、庁舎を新築

② 和泉中央住宅展示場跡地

- 住所：和泉市いぶき野三丁目15番
- 計画の概要
庁舎を新築し、市役所を移転

※詳しくは、市民説明会で説明します。また、投票の参考となる資料は、投票日まで改めて戸別配布します。

(5) 住民投票

投票できる人

日本国籍を有し、平成7年11月23日以前に生まれた人で、平成27年8月4日以前に和泉市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、投票資格者名簿に登録されている人

- ・市外に転出した人は投票できません。
- ・上記にかかわらず、公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない人は、投票できません。

投票の方法

- ・投票用紙に2つの選択肢を記載していますので、あなたが良いと思う選択肢の上の欄に○を記入してください。(○のほかは、何も記入しないでください。記入した場合は無効となります。)
- ・期日前投票、指定病院や施設(和泉市内の病院・施設のみ)での不在者投票、郵便による不在者投票(障がい者手帳等をお持ちの人で一定の要件に該当する人)もできます。

投票運動について

投票運動は原則として自由となりますが、今回の住民投票は、大阪府知事選挙と同日の投票となることから、公職選挙法の規定により、団体が行う場合は規制があります。

詳しくは、和泉市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

(6) 住民投票の結果について

- ・住民投票については、当日開票し、その結果を市ホームページで公表します。
 - ・投票の結果には法的な拘束力はありませんが、条例には「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定されています。
- ※和泉中央住宅展示場跡地へ移転する場合は、住民投票の結果とは別に、「和泉市役所の位置を定める条例」の改正が必要となり、市議会(議長を含む出席議員)の3分の2以上の賛成による議決を経ることが、地方自治法に規定されています。これは、庁舎の位置は、住民の利害に関する点が特に大きいので、その変更には、より慎重であるべきという趣旨から設けられたものです。
- ・上記のことを踏まえ、市としては、②「和泉中央住宅展示場跡地への新築移転に賛成」の票が有効投票数の3分の2を超えることを、庁舎移転の判断基準といたします。

【問い合わせ先】

和泉市市長公室政策企画室

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
直通電話 0725-99-8102 FAX 0725-45-9352

和泉市選挙管理委員会事務局

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
直通電話 0725-99-8155 FAX 0725-41-1628